

大学院学生の独立生計認定についての注意事項

大学院学生で独立して生計を営んでいる者と認定されるには、基準日（前期4月1日、後期10月1日）時点で以下の①～④**全て**に該当している必要があります。

本申請における「独立生計」とは、**学費免除を受けずとも自身で生計を営める家計状況**を前提とします。

たとえ家族から一切の援助を受けず、独立で生計を立てている場合でも、学費免除がなければ家計が成り立たない場合は、「独立申請」はできません。「一般申請」で審査されます。

① 所得税法上および社会保険上、父母等の扶養家族でない者。

② 前年度及び今年度において、本人（又は配偶者）に独立した生計（授業料含む）を営むに足る収入があり、それに関する所得申告がなされ、所得証明書が発行される者。

・ **今年度の収入見通しが立っていない者は、独立した生計を営む者とは認定できません。**

・ 前年度の収入実績が無かったとしても、特例として「定職（学振特別研究員、SPRING-GX等含む）に就いた場合」等は、独立を認めることがあります。

・ 今年度収入がない場合であっても、社会人経験等により独立して生計を営んだ実績があり、その貯蓄を取り崩すことで生計を維持できると認められる場合には、特例として独立生計者に認定されることがあります。

※ただし、ここでいう「貯蓄」は、申請者自身が独立生計を営んでいた際に得た収入に基づくものである必要があります。

独立生計でない時期（父母等に扶養されていた時期）の貯蓄及び親族等からの贈与による資金は、独立生計の根拠とすることはできません。

③ 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者。

二世帯住宅等では別居と認定できません。

また、仮に別居の実態があったとしても、父母等の住所から住民票を移していない場合も認めません。

④ 父母等（配偶者を除く）からの仕送りや援助を一切受けていない者。

以下に該当する場合、親族等から便宜供与を受けているため独立した生計を営む者とは認められません。

・ 親の健康保険の扶養に入っている

・ 親の所有する住宅に住む

※賃貸契約をして、家賃を負担していても、親族所有の家に住んでいる場合、独立申請は認められません。

以上4点の条件を満たしていることを確認し、「独立家計調書」を入力してください。

独立家計調書

Record of Independent Household Finances

研究科(学府・教育部):		課程:
学生証番号	氏名	指導教員名

【記入上の注意】

①一般の常識的生活を維持する収入(最低103万円)及び支出を前提として、それぞれの月額(単位:千円)を記入してください。

②不定期の収入は過去6ヶ月の平均で記入してください。

③収入≧支出が成立していることがわかるよう記入してください。

④日本学術振興会特別研究員、WINGS奨励金、卓越RA、SPRING-GX等については、定職欄に記入してください。

⑤貯金を収入として記入できるのは、社会人経験者等の独立家計を営んだ実績がある者のみです。
前年度まで父母等に扶養されていた者は、貯金の取り崩しを収入として記入することはできません。

⑥授業料は、授業料免除が不許可になった場合を想定した金額を、支出に計上してください。
Excel版の場合、研究科・課程の入力後に自動入力されます。

⑦後期申請時に本紙を提出する場合、2025年度(本年度)については、10月から3月までの状況を記入してください。

記入日 年 月 日

収入(月額)		令和6(2024)年度 (2024.4~2025.3)	令和7(2025)年度 (2025.4~2026.3)	支出(月額)	令和6(2024)年度 (2024.4~2025.3)	令和7(2025)年度 (2025.4~2026.3)
定職 ※学振DC,WINGS,SPRING-GX 等含む	本人			住居費		
プログラム名:	配偶者					
アルバイト	本人			食費		
勤務先:	配偶者					
奨学金 (日本学生支援機構)	本人			水道光熱費・通信費		
	配偶者					
奨学金	本人			研究・勉学費		
財団名:	配偶者					
貯金・利子・配当 ※貯金を記入する際 は注意⑤を参照	本人			健康保険費 医療費 税金		
	配偶者					
仕送り等	本人			子どもの養育費		
	配偶者			その他 ①		
その他 内容:	本人			②		
	配偶者			授業料	学部修士	44千円
	本人 または 配偶者				博士	43千円
			法科大		67千円	
合計(月額)		月額 千円	月額 千円	合計(月額)	月額 千円	月額 千円

支出が収入を超過していないことを必ず確認してください